

土地有償譲渡届出書

届出日を記入して下さい

年 月 日

奈良市長

個人の場合は氏名を記入して下さい

譲り渡そうとする者	住 所	奈良市〇〇町〇丁目〇番〇
	氏 名	〇〇株式会社 代表取締役 奈 良 太 郎

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	奈良市△△町△丁目△番△
	氏 名	△△株式会社 代表取締役 万 葉 花 子

2 土地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該工作物に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
奈良市△△町△丁目△番△	宅地	300 m ²			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
同上	居宅	木造瓦葺	100 m ²				

4 譲渡予定価格に関する事項

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
譲渡予定価格	30,000,000円	2,500,000円	32,500,000円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林などの区分により、その現況を記載してください。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載してください。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載してください。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代など当該権利の内容をできる限り詳細に記載してください。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地にある建築物その他の工作物に關し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載してください。

◎添付書類 ①奈良市地図情報システムに掲載してある用途地域図に土地の位置及び形状を記入した図面。インターネットの利用が困難な方は用途地域図に代えて住宅地図に土地の位置及び形状を記入したもの。

- 「譲り渡そうとする者」の住所・氏名を土地登記事項証明書で確認してください。
- 土地登記事項証明書と住所が異なる場合は、住民票の住所を記入してください。
- 相続登記がなされていない場合は、戸籍又は遺産分割協議書で確認してください。
- 押印は不要です。

※ 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地にある建築物その他の工作物に關し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 「譲り渡そうとする相手方」については、必ず記載してください。
- 相手方の氏名欄の押印は不要です。

「土地に関する事項」欄の記載内容については、土地登記事項証明書で確認してください。

- 「所在」は、土地登記事項証明書の表示のとおり記載してください。
- 「地目」については、田、畑、宅地、山林などの区分により、現況を記載してください。
- 「地積」は、
 - 都市計画施設の区域内にある土地
 - 道路法、河川法、都市公園法に基づきそれぞれ決定又は指定された道路区域、河川予定地、都市公園を設置すべき区域など
 - 土地区画整理促進区域内の土地区画整理事業の施行区域

などの土地を含む200㎡以上の土地を譲渡する場合に届出が必要です。ただし、市街化区域内で5,000㎡以上の又は都市計画区域内で10,000㎡以上の土地を譲渡する場合は、前記に該当しなくても届出が必要です。
「市街化調整区域」内の土地については届出は不要です(H18.8.30 法改正)。
 なお、数値は登記事項証明書の地積を記載し、実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」欄にかっこ書きで記載してください。
 ・「所有権以外の権利」は、登記されていないとしても設定されていれば記載してください。なお、内容は、存続期間、地代など当該権利の内容をできる限り詳細に記載してください。

「当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」については、登記されていないとしても物件があれば記載する必要があるので、図面と突合せてもれ落ちがないよう確認してください。

当該土地が、法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載してください。

※ 公払法の届出は、契約締結前に提出していただく必要がありますので、届出前に契約を締結することは認められません。